平成２８年（フ）第５７号
秋田県山本郡八峰町峰浜畑谷字川端55番地３
債務者　山崎　文雄
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月９日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第１０６号
富山県高岡市大源寺１番地87、前住所富山県高岡市横田町２丁目９番６号
債務者　三村　幸代（旧姓敦賀）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小股　清香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１６８号
釧路市若松町16番11号　レオパレス若松Ⅱ
債務者　山崎　亮太
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
釧路地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２２号
青森県八戸市桜ケ丘３丁目20番10号　サンハイツＡ
債務者　大塚　善裕
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
秋田市大住３丁目６番31号　清水荘２－Ｃ号
債務者　越後　朝子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８２号
群馬県桐生市織姫町５番39号
債務者　林　　信介
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２８３号
山梨県南アルプス市有野2723番地４　県営白根団地410号室
債務者　佐々木久美子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１２号
三重県松阪市小舟江町112番地３　アイファイン　Ｃ棟103号室、住民票上の住所三重県津市久居相川町2035番地37
債務者　田名瀬啓剛
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８７号
三重県四日市市波木南台３丁目12番地　エクセリアＳＡＹ－３Ｃ
債務者　福迫　亜美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第７１３号
京都市山科区西野今屋敷町10番地４　ハイム安祥102
債務者　小見山憂也
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９１号
京都市伏見区深草泓ノ壺町36番地１　308号
債務者　森村　朋子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８９号
京都府向日市寺戸町修理式25番地の24　泉荘２Ｆ７号
債務者　石丸　美樹
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０５５号
京都市南区久世上久世町85番地６　竹王荘11号
債務者　板垣　則子（旧姓森永）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６２号
京都府久世郡久御山町北川顔村西６番地１
債務者　中村真砂代（旧姓樋上）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２８８号
奈良県生駒市中菜畑２丁目1153番地10
債務者　福田　憲治
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３３６号
奈良市北之庄町53番地の２　若草マンション217号
債務者　藤原　祐子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２８４号
愛媛県松山市高岡町608番地５
債務者　谷口　晴一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
松山地方裁判所民事部